

放射性物質に係る牛肉の検査結果について(1月11日)

別紙

No.	と畜月日	検査月日	と畜場所	生産地	放射性物質の濃度(Bq/kg)			検査機器 ^{※※}
					ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	

※ 上表中の「検出せず」とは、検査機器が測定できる検出下限値未満であることを示す。

※※ 検査機器1:ゲルマニウム半導体検出器 <検出下限値> ヨウ素、セシウム:50Bq/kg

検査機関:(財)日本冷凍食品検査協会 横浜試験センター

検査機器2:NaIシンチレーションスペクトロメータ <検出下限値> ヨウ素、セシウム:25Bq/kg

検査機関:群馬県食肉衛生検査所

検査機器3:ゲルマニウム半導体検出器 <検出下限値> ヨウ素、セシウム:25Bq/kg

検査機関:(株)環境技研

検査機器4:ゲルマニウム半導体検出器 <検出下限値> ヨウ素、セシウム:25Bq/kg

検査機関:群馬県農業技術センター

暫定規制値:放射性セシウム 500Bq/kg 放射性ヨウ素については未設定